

会議録(速報版)は、暫定的なものであるため、正式な会議録とは一部異なり、今後訂正される場合があります。

正式な会議録は、調製後「会議録の検索と閲覧」に登載されます。

○高島和男君 おはようございます。自由民主党・熊本市第二区選出高島和男です。

通告に従い、質問を行います。

最初に、中期財政見通しを踏まえた持続可能な財政運営についてお尋ねします。

今月1日、県が公表した中期的な財政収支の試算は、これまで、熊本地震やコロナ対応など、災害や非常時に特化した財政見通しとは異なり、平時の財政運営を対象とした包括的な試みとして、一定の意義があると考えます。

しかし、その内容は、社会保障関係費や公共施設等の老朽化への対応など必要不可欠な歳出が続く中で、来年度から12年度まで、69億から201億円の財源不足が生じるという極めて厳しい見通しが示されており、持続可能な県政運営に対し、強い警鐘を鳴らすものとなっています。

このように、中期的財政の厳しさを示す資料をあえて公表に踏み切った知事の判断は、県民への説明責任と将来への備えという観点からも、大きな意味を持つものと受け止めています。

他方で、今後の財政運営においては、こうした現実を直視した上で、従来の予算編成や施策の配分の在り方を根本から問い直し、選択と集中による重点的な財源配分が避けて通れない段階に来ています。

私見ながら、経済を支えるのは財政であり、それは、地方自治体においても例外ではありません。県の財政が脆弱になれば、住民サービスの維持や地域振興、危機対応の力もそがれます。だからこそ、地域経済を支える土台として、強い県財政が絶対条件であり、まさに財政運営におけるトップの意思と覚悟が問われます。

そこで、知事に伺います。

まず、今回の見通しを踏まえた中期的な財政運営について、県政として、どこに課題の本質があると捉えているのか、また、財政構造をどのように立て直すのか。

次に、予算編成における重点配分の方針について、社会保障、教育、防災、産業振興など多様な政策ニーズの中で、何を優先し、こういった原則、方針で選別を行うのか。その上で、選択と集中を具体的に進めるための手法や仕組みづくりについてどのようにしようとしているのか、知事の判断とリーダーシップを伺います。

次に、公債費と県債の管理についてお尋ねします。

試算では、災害や国土強靱化関連の県債償還により、公債費は、今後10年間で最大312億円増加する見込みとされています。交付税措置により実質負担は軽減されるとはいえ、取り巻く環境は厳しさを増しています。

また、通常県債残高も令和2年度以降は増加傾向にあり、今後も、長寿命化対策や半導体関連事業、流水型ダムなどの実施に伴い、一定の高水準が続くと見込まれます。全体では、令和6年度をピークに減少に転じる見通しではあるものの、金利上昇局面においては、公債費の圧迫が財政運営のリスクとな

り得ます。

そこで、今後の金利動向や交付税措置の影響をどのように見通し、県債の発行、償還計画にどう反映しているのか。あわせて、公債費の増加リスクに備えた財政管理の方針について、所見を伺います。

最後に、基金の管理と運用についてお尋ねします。

地方自治法において、基金は、目的に応じて確実かつ効率的に運用することとされています。とりわけ、現在のように金利が上昇傾向にある環境では、基金を、単に備えるだけの資金ではなく、生かすべき資産として、戦略的に運用する視点が重要です。運用益も貴重な財源であり、過度なリスクを避けつつ、機会損失を防ぐための方針が求められます。

そこで、現在、県が保有する各種基金について、現預金や債券などの運用資産の構成比や債券の保有年限、利率などの内訳はどうなっているのか、また、今後の金利動向を踏まえた基金運用の考え方についてお尋ねします。

1点目は知事に、2点目は総務部長、3点目は会計管理者に、それぞれ伺います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 中期財政見通しを踏まえた持続可能な財政運営についてお答え申し上げます。

今回の中期的な財政収支の試算は、私が知事に就任して初めて編成した令和7年度当初予算を踏まえたものでございます。県の財政状況に対する県民の皆様の理解促進のため、また、将来にわたって持続可能で健全な財政運営を目指して公表したものでございます。

まず、今回の試算結果を踏まえた本県の財政運営に対する課題認識及び今後の財政構造の立て直しについてお答え申し上げます。

本県の今後の財政収支は、企業の進出などによる県税の増収は見込まれるものの、半導体関連産業の集積に伴うインフラ整備、また社会保障関係経費、そして公共施設等の老朽化への対応、また、豪雨災害や国土強靱化事業関係の県債償還、これが増加していくことに伴って、令和8年度からの5年間で、累計685億円の財源不足額が見込まれる結果となりました。

必要不可欠な本県特有の財政需要により歳出が増加している一方で、税収の増は、地方交付税の減額により、その増収効果が一部にとどまることなど、歳入の増加が歳出に追いついていないことが課題だと認識しております。

さらに、今後の景気動向の影響ですとか、新たな政策課題への対応など、現時点では精緻に見込めない財政需要も考えられます。このため、さらなる支援を国に要望するとともに、毎年度生じる多大な財源不足額の解消に努めながら、将来の公債費負担を抑制するなど、財政構造の立て直しにしっかりと取り組んでいく必要がございます。

今月3日には、高野議長とともに、総務省の富樫副大臣にお会いして、地方創生の兆しがあるこの地域で、ちゅうちょなくインフラ整備などに取り組むことができるように、地方財政措置のある新たな地方債の創設などを要望させていただきました。

引き続き、国に対しては、本県の事情を踏まえた要望を適宜行うとともに、真に必要な事業への選択

と集中、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を図ってまいります。

次に、予算編成における重点配分の方針についてお答え申し上げます。

私は、昨年4月の知事就任以降、現場主義の実践を掲げ、おでかけ知事室や地域未来創造会議など、可能な限り地域を訪問し、多くの県民の方の声に耳を傾け、意見交換を行ってまいりました。

昨年12月には、いただいた様々な御意見を踏まえ、県政運営の基本的な考え方として、くまもと新時代共創基本方針とともに、具体的な施策の方向性を示すくまもと新時代共創総合戦略を策定いたしました。

県民が主人公の県政、これを推進していくためには、この基本方針と総合戦略に沿って、私が日頃から不可欠であると考えている教育と福祉の充実など、優先すべき政策課題を洗い出し、必要となる施策に予算を重点化して、スピード感を持って取り組んでいく必要がございます。

令和8年度の予算編成の前には、県と市町村との役割分担、民間活力の導入、事業の効率化や改善の検討など、予算の最適化を目的として、歳入、歳出両方の面からサマーレビューを行う予定でございます。

熊本のさらなる発展に向けて、将来にわたって持続可能で、健全な財政運営の確立に努めてまいります。

以上でございます。

〔総務部長千田真寿君登壇〕

○総務部長(千田真寿君) 県債と公債費の管理についてお答えします。

地方交付税の代替財源である臨時財政対策債を除いた本県の県債残高及び公債費は、累次の災害への対応や国土強靱化関連事業に加え、半導体関連産業の集積に伴うインフラ整備などにより、今後も増加基調で推移すると見込んでいます。

持続可能で健全な財政運営の確立に向け、県債の発行に当たっては、今後の県債残高や公債費の推移をより意識する必要があります。真に必要な事業への選択と集中、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を図りながら、投資的経費の規模の精査を通じ、適切な発行額を見込んでまいります。

さらに、県債の元利償還額に対し、地方交付税措置が講じられる有利な地方債を最大限活用し、公債費における実質負担の抑制にも努めてまいります。

また、最近の長期金利の状況については、今年4月以降、市場の不安定な動きにより一時下落したものの、再び上昇の後、落ち着きを見せています。

我が国では、景気回復やデフレ脱却等のため、長らく低金利政策が行われてきましたが、今後は、地方公共団体においても、金利の上昇をより意識した県債と公債費の管理が必要です。

既に発行している県債については、ほとんどが固定金利であり、また、低金利のものが多いため、最近の金利上昇が、直ちに財政運営に支障を及ぼすものではありませんが、今後は、県債の発行コストをより抑えた資金調達に努める必要があります。

県債の資金調達では、長期低金利の借入れが可能な財政投融资資金等の公的資金を最優先に活用して

まいります。また、民間資金についても、金利の上昇局面においては償還期間がより短期の県債の割合を増やすなど、低金利での調達に努めてまいります。

〔会計管理者野中眞治君登壇〕

○会計管理者(野中眞治君) まず、基金運用の構成等についてお答えします。

議員御紹介のとおり、基金の確実かつ効率的な運用を図るため、令和7年3月末時点で、総額約2,000億円のうち半分の1,000億円を債券で、残りの1,000億円を預金で管理しています。

具体的には、基金の中で、短期的に取り崩す可能性が低い部分は、比較的長期に高金利の運用が期待できる債券で管理し、それ以外は、複数の銀行の金利入札による引合預金で管理しています。

また、債券は毎年50億円ずつ更新し、20年を1つのサイクルとするラダー型運用により、金利リスク面での安定性と収益性のバランスの確保を図っています。現時点では、保有期間が10年を超える超長期債券が約6割、保有期間が10年未満の債券が約4割となっており、基本的に満期まで保有することとしております。なお、昨年度の平均利回りは0.82%で、運用益は約8億円でした。

次に、今後の金利動向を踏まえた基金運用の考え方についてお答えをいたします。

金利上昇局面におきましては、基金の短期かつ高金利の預け入れなど、機動的な運用が重要です。また、いわゆるトランプ関税に係る動向などの影響も見極めながら運用していく必要もあります。

そのため、今後は、債券であれば、金利変動の影響を受けにくい短中期の債券シェアを拡大することにも検討してまいります。また、これまで以上に引合預金の活発化を図りつつ、預金する金融機関の経営状況を見極めるなど、運用益の拡大とリスク管理のバランスを図った運用に努めてまいります。

〔高島和男君登壇〕

○高島和男君 それぞれ御答弁をいただきましたが、知事からは、共創基本方針と総合戦略に沿って、政策に優先順位をつけて取り組むとの方針が示されました。限られた財源で何を守り、どこに力を注ぐのか、その選択こそが、将来の熊本を左右します。

総務部長もおっしゃいましたが、ゼロ金利時代が終わった今、財政運営にも金利のある世界への頭の切替えが求められており、資金の活用にも、これまでとは異なる視点が必要です。県民の理解と納得、そして、何よりも次世代のために「入るを量りて出づるを制す」の視点を持った財政運営をさらに深めていただくことを期待しております。

次に、流動化時代の人材確保と職場改革についてお尋ねします。

新年度がスタートした4月1日、知事出席の下、新たに採用された職員の辞令交付式がありました。今年度は、過去10年で最多となる計233人が新規採用されました。県行政を担う人材への期待が高まる一方で、若手職員の定着が、官民間問わず、大きな課題となっています。厚労省によると、大卒入社職員の3年以内の離職率は全国で34.9%に上り、公務員の世界も例外ではありません。

スクリーンを御覧ください。(資料を示す)

これは、昨年9月、日本経済新聞に、地方公務員の退職を抑えた自治体として掲載されました。本県は、22年度の離職者が17年度に比べて2.6倍と、増加率が全国2番目の高さにあります。

続けて御覧ください。(資料を示す)

知事部局における退職者数を年度、年代ごとにまとめたものです。各年度で3年以内に退職した人数が全体の4割から6割、中でも、20代～30代が2割から4割を占めています。

あくまで一般論ですが、背景には、年功序列や終身雇用を前提とした旧来型の組織運営が、現代の働き方と乖離しているという指摘があります。若手が希望する分野に配属されず、意見も反映されないままでは、成長ややりがいを実感できず、離職を選ぶのも無理はありません。

さらに、少子高齢化と人材流動化が進む中で、自治体が高齢人材確保で民間と競合するには、制度の柔軟性、多様性が求められます。既に他県では、短時間正職員制度や週休3日制の導入など、自治体間でも工夫の差が人材確保力に直結し、今や総務省も副業、兼業を促しています。

こうした変化を受け止め、本県も、組織の在り方を抜本的に見直すときです。若手の挑戦を後押しする職場風土、柔軟な働き方の制度設計、そして、公務員として働く意義と誇りを実感できる文化の構築が、これからの県政を支える基盤となります。

そこで、これからの組織運営について、3点お尋ねします。

思うに、若手職員の離職には、希望とのミスマッチや意見が届きにくい、言わば組織に聞いてもらえないという不満が背景にあるように感じます。既に様々な取組が進められていると承知していますが、実際に職員の意欲や定着につながっているのか、現状の評価と課題についてお聞かせください。

次に、中間管理職は、組織と現場の板挟みとなり、時間や人員の制約、ハラスメントへの配慮など、常に多くのストレスにさいなまれています。そうした中で、職員の成長を鼓舞し、組織を導く存在として、管理職には重要な役割が求められます。若手を支えるだけでなく、管理職自身も、重圧の中で孤立せず、生き生きと職務に臨める環境づくりが不可欠です。これからの管理職に求められるリーダー像について、所見を伺います。

最後に、人材の流動化が進む今、採用や育成の在り方にも変革が必要です。なぜなら、新たに導入される中堅キャリア採用試験により、年齢や経験の異なる人材が混在する組織では、より短期的な視点を取り入れた柔軟な育成が求められるからです。

こうした多様性を踏まえた人材育成の考え方について、以上3点、知事にお尋ねします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 3点、御質問いただきました。

まず、1点目の若手職員の意欲や定着につながる取組についてお答え申し上げます。

人材確保は、少子化に伴い新卒者が激減していく中で、官民間問わず、また、全国共通の課題でもあり、本県においても、これまで、人事委員会と連携しながら、職員採用に向けた広報活動を広く展開するとともに、民間経験者の採用や民間企業で活用されているSPI試験の導入など、採用手法の見直しなどを行ってまいりました。

しかしながら、一方で、議員御指摘のとおり、本県において、入庁後10年以内の20代から30代の退職者は、令和3年度以降、毎年度30人前後で推移しておりまして、こうした中途退職の現状には、大きな

危機感を持っているところでございます。

これまで行政組織は、学卒採用を中心として定年までの終身雇用を前提としておりましたが、今の若年層は、一つの組織で定年まで働くことを当然とは考えない、自身の市場価値を高めるべく、仕事を通じて、早い段階から成長できる環境があるか、これを重視する傾向があると言われてしています。

私は、今の時代に即した対応を取ることが重要であり、キャリアアップを目指す若手職員に引き続き県庁で働き続けたいと思ってもらえるように、県庁をより魅力ある職場にしていかなければならない、そう思っております。

長時間勤務、ハラスメントのない、働きやすい風通しのよい職場づくりを進めるとともに、組織全体で、働きがいと成長実感を持てる職場にしていく必要があると考えております。

そのためには、特に、管理職による職員へのサポートが重要と考えます。管理職のマネジメントスキルを磨くための研修を充実させ、職員育成の重要性を改めて徹底させてまいります。

先日、庁内公募で中央省庁に派遣している職員と、東京で夕食を囲みながら話をする機会がありました。仕事は大変そうでしたけれども、非常にやりがいを感じると言ってくれた職員が多かったことに大変うれしく思いました。職員のキャリア形成につながる配置先などの希望は、可能な限り尊重していくことが重要だと改めて感じたところでございます。

引き続き、希望するポストに応募することが可能な庁内公募の実施、それと職員の能力や意欲を重視した人事配置、職員の主体的な学びへの支援、そして、顕著な実績を上げた職員への知事表彰、また、若手職員と私自身の意見交換など、職員が働きがいと成長実感を得られる環境づくりにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の管理職に求められるリーダー像についてお答え申し上げます。

1点目のお答えでも御説明したところではございますが、やはり管理職は、職員の成長を促し、組織の方向性を導く存在として重要な役割を担っています。

私が知事に就任してから、管理職の皆さんには、現場主義の徹底、それと風通しのよい職場づくり、そして人材育成に取り組んでほしいということを事あるごとにお伝えしております。

今年度、所属長——課長などその組織のリーダー、所属長に昇任した職員の方々を対象とする新任所属長等研修におきまして、私自身が講師を務めました。夜の懇親会では、理想の管理職像を議論するなど、管理職の意識改革につながるように努めてまいります。

県民が主人公の県政を推進していく上で、県庁の中だけでは県政の課題は解決できません。管理職の皆さんには、目指すべき目標を部下職員としっかりと共有して、共に現場に出向いて、部下職員の行動につながる気づきを与えてほしいと思っております。

やってみなっせの精神で、リスクを恐れず、挑戦する職員を育成し、数多くの成功体験を職員に積ませて、自らも管理職としての成長を感じながら、風通しのよい職場づくりに取り組んでほしいと思っております。

最後に、3点目の多様性を踏まえた人材育成の考え方についてお答え申し上げます。

人材育成の考え方については、今年3月に、人事・人材育成基本方針を12年ぶりに改定いたしました。

今回の基本方針では、議員御指摘いただいたように、民間企業等で経験を積んだ職員など、多様な経験を持つ職員が増えてきたことから、中堅向けのスキルアップコースですとか、私自身が塾長となって、市町村職員や県内企業とも連携した特別研修を新たに設ける、また、9,000本以上の講座を用意したeラーニング研修など、職員が主体的に判断して受講できる研修を充実させているところでございます。

引き続き、職員の意欲を引き出す自発的な学びの支援に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

私は、職員の幸せなくして県民の幸せはない、そう考えております。風通しのよい職場づくりに取り組むとともに、全ての職員が、成長を実感しながら、県庁で働き続けたいと思うことができるよう、取組をしっかりと進めてまいります。

〔高島和男君登壇〕

○高島和男君 組織に属する中で、誰しも一度は、変えるか、染まるか、辞めるか考えたことがあると思います。職場に違和感や不満を覚えたとき、今の環境を変えたいと考えても、声を上げられる空気がないければ、人は諦めて、染まっていくしかありません。そして、その先にあるのは静かな離職です。だからこそ、挑戦や提案が受け止められ、成長が認められる職場風土づくりが何より重要と考えます。

現場の声に耳を傾けることで離職者が低減し、働く一人一人が、ここで働いてよかったと思える熊本県庁に共に近づいていけることを願います。

次に、転換期にある教育の課題と県の対応についてお尋ねします。

現在、日本の教育は、かつてないスピードで大きな転換期を迎えています。特に、高校教育の無償化の拡充やICT機器を活用したデジタル教育の推進など、制度や環境が急速に変化しています。

こうした取組は、教育の公平性や効率性を高める上で意義のあるものですが、その一方で、地域間格差の拡大や現場での混乱といった課題も現れています。

例えば、デジタル教育の進展は、個別最適な学びを後押しする一方で、教員のICTスキルの差や教室内での人間的な関わりの減少といった懸念もあります。こうした変化をどう教育の本質と結びつけていくのか、今後の方向性が問われています。

また、深刻なのは、教員不足と教員の働き方の問題です。教職を目指す若者が減少する中で、現職の教員には過重な負担がかかり続けています。現場の疲弊は、教育の質そのものに影響を及ぼしかねず、県教委としても、引き続き、採用、育成、処遇の在り方を見直す必要があります。

さらに、本県独自の課題として、県立高校のあり方検討会における議論も佳境を迎えています。人口減少が加速する中、定員割れを念頭に置いた学級数の削減と教育の質を担保しつつ、地域の持続性をどう両立させるのか、まさに、これらは、本県の未来をどう築くかという根本的な問いにつながります。

そこで、こうしたもろもろの課題について、新たに就任された教育長に3点、所見を伺います。

時に、あり方検討会の議論の最中も新たな課題が浮上し、結果として、対応が後手に回らざるを得ないと思える場面が少なくありません。しかしながら、教育政策は、短期間で成果が見えるものではなく、その効果を検証するには、一定の時間を要します。したがって、将来を担う子供たちのためにも、拙速な判断ではなく、十分な検討と慎重な意思決定が必要であることは理解します。

折しも、公立高校の入試併願が話題となったのもつかの間、6月8日付の報道ベースで、文科省が、高校教育に関する包括的な施策の検討を進めているとの報道がありました。改革交付金の創設をはじめ、統廃合やデジタル化の推進、低所得層への支援強化など、内容は多岐にわたっています。

こうした国の動きを前に、県教委としても、従来のスタンスでは対応が難しくなる局面が増えるのではと危惧します。今後は、国の動向を踏まえつつも、より主体的かつ戦略的に向き合う必要があります。

そこで、県教委としての受け止めと対処の基本姿勢について所見を伺います。

次に、近年、子供たちの間で活字離れが進み、読解力や語彙力の低下が顕著になっています。書店の減少に加え、家庭内でも新聞の購読数が年々減少し、紙媒体に触れる機会自体が大きく減っています。

こうした背景から、文科省の調査でも、論理的思考力の弱体化が指摘されています。AI時代だからこそ、紙の教科書や読書活動を通じて、言葉に向き合う力が一層重要になります。海外では、デジタル学習の課題が明らかになり、紙教材の有効性が再評価されています。

子供たちが自ら考え表現する力を育てるために、県教委として、デジタルと活字文化のバランスをどう捉え、読解力向上にいかに取り組もうとしているのかお尋ねします。

最後に、今、有識者の間で、学校依存社会が問題視されています。学力のみならず、生活習慣や家庭問題、福祉との関係まで、学校が過度に多くの役割を担い、現場の疲弊を招いているという指摘です。かく言う私も、PTA活動に関わっていた頃、先生方が本来の教育の範囲を超えた対応に追われている姿に違和感を覚えていた一人です。本来、子供を育てる第一義の責任は家庭にあり、その上で、学校、地域、行政、福祉が連携し、社会全体で支えていく仕組みが必要です。

県教委として、こうした学校依存の現状をどのように認識し、関係機関との連携強化を通じて、教育の持続可能性をいかに確保していくのか、以上3点、教育長の見解を伺います。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) まず、国の動きに対する受け止めと対処の基本姿勢についてお答えします。

現在、国において、高校授業料の無償化や公立高校入試制度の見直しの動きがある中で、政府主導で公立高校の再編等を促す改革計画を策定する方針が固まったという報道があることは承知しており、今後の国の動向次第では、本県にも大きな影響があると考えています。

しかしながら、その後、あべ文部科学大臣は、会見の中で、新たに策定する方針を固めたという事実はないと述べられており、県教育委員会としては、当面、国の動きを注視するとともに、積極的に情報収集を行いながら、迅速に対応できるよう準備を進めてまいります。

現在、県教育委員会では、県立高等学校あり方検討会において、地域と一体となって、10年後を見据

えた県立高校の在り方について検討しています。引き続き、国の動きを注視し、市町村長や地域の声に耳を傾けながら、県立高校を取り巻く様々な環境変化に的確に対処できるよう、着実に進めてまいります。

次に、デジタルと活字文化のバランス及び読解力向上についてお答えします。

県教育委員会では、中央教育審議会の審議内容等も踏まえ、紙とデジタルのそれぞれのよさを生かし、教育の質の向上のため、学校や児童生徒の実態等に応じて、適切に組み合わせていくことが重要だと考えております。

現在、各学校では、紙とデジタルの情報をしっかりと読み取る活動とともに、自分の考えを効果的に伝えられるよう、資料や文章、話の構成を工夫して発表する活動も積極的に取り入れています。

また、児童生徒の学力や学習状況等を把握するため、小学3年生から6年生と中学1、2年生を対象に、県学力・学習状況調査を実施しています。

今後は、これまで蓄積してきた調査結果を活用し、データ分析の専門機関と連携しながら、読解力を含む学力や学習状況等の状況を詳細に分析したいと考えています。その分析結果も踏まえながら、紙とデジタルのそれぞれのよさを生かし、子供たちの読解力向上に取り組んでまいります。

最後に、学校依存の現状への認識とその対応についてお答えします。

少子化の進行や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、学校や家庭を取り巻く社会環境が大きく変化している中、家庭の教育力低下が指摘され、学校への期待はますます大きくなっていると認識しています。

一方で、情報化社会の進展に伴い、保護者は、教育や子育てに関する様々な知識を得る機会が増えています。そのような中で、子供のちょっとした行動や変化を察知した保護者が、学校に過剰な対応を求める場合もあり、現場が疲弊する要因にもなっています。

本県では、議員提案により、くまもと家庭教育支援条例が制定されており、この条例では、県や保護者、学校等の役割を明らかにすることで、保護者が親として学び、成長していくことを目指しています。

具体的な取組として「親の学び」講座では、保護者が抱える不安や悩みを軽減するとともに、保護者が家庭教育を振り返り、その役割を再認識する機会につなげています。

また、コミュニティ・スクールにおいては、関係機関と連携し、登下校の見守りや通学路等の環境整備などを行っており、さらに、各市町村では、放課後子供教室や地域未来塾など、地域の課題に応じた地域学校協働活動を実施されており、学校と連携し、学校をサポートする取組も展開されています。

県教育委員会としては、家庭は教育の原点であり、全ての教育の出発点であるという条例の基本理念の下、家庭教育力の向上を図ることで過度な学校依存を解消し、持続可能な教育環境が確保されるよう、関係機関と密接に連携しながら、しっかりと取り組んでまいります。

〔高島和男君登壇〕

○高島和男君 国の動きに対して、影響の大きさを認識した上で中止、そして、情報収集、迅速な対応

に向けた準備を進めているとのことでした。また、あり方検討会や地域の声も踏まえて丁寧に検討していくとの考えも伺いました。

ただ、その上で申し上げるならば、変化の波が確実に迫っている今こそ、県としての方向性や将来像をどのように描くのか、その姿勢が問われる段階に来ているのではないのでしょうか。

教育長には、新たな選択肢や教育の形を前向きに模索していただいて、その手腕を存分に発揮していただきたいと思います。

次に、危険鳥獣への緊急対応と持続可能な地域対策の強化についてお尋ねします。

昨今、野生鳥獣が人の生活圏に出没し、農作物、人身被害を引き起こす事例が全国で増加しています。令和5年度には、熊による人身被害が過去最多の219人に上り、うち6人が死亡しました。既に、今春以降も、秋田県など東北地方では、住宅への侵入や学校周辺での出没が相次ぎ、住民の不安は一層高まっています。

ちなみに、この質問は、今年に入って、熊本市西区で農業を営む同級生の声がきっかけでした。同級生は、箱わなや銃猟でイノシシの捕獲を行っているが、捕獲を上回る頭数の激増、また、廃校となった小学校の周辺が保護区に指定されているため、銃猟ができず、そこを根城にしている、タケノコや果樹の被害額も年を追うごとに増加している、という切実な内容でした。

この件については、議会でも度々取り上げられていますが、本県において、イノシシや鹿などによる被害は依然根強く、近頃は、住居周辺での出没も見られるようになっていきます。こうした現象は、農業の営みを脅かすだけでなく、住民生活そのものに対する脅威となっていることに強い危機感を覚えます。

このような状況を受け、本年4月には、改正鳥獣保護管理法が成立し、市街地での危険鳥獣に対する緊急銃猟が自治体判断で可能となる新たな制度が導入されました。施行は今秋とされていますが、制度の実効性を確保するためには、現場の課題や住民の声を今の段階で明らかにし、県として主体的に備えることが肝腎です。

もとより、制度上、市町村が実施主体であることは承知していますが、実際には、県の方針や姿勢が現場の対応に大きく影響するのが実情です。市町村としても、県の動向を常に注視しており、県が積極的に支援と広域的な調整に乗り出すことが、制度の実効性を高める鍵になると考えます。

そこでまず、改正法を踏まえた県の支援体制強化について伺います。

緊急銃猟制度の導入により、市町村には、新たな責任と判断が求められる一方、安全管理や損害補償、住民対応など、現場負担は極めて重くなります。

県として、市町村が制度を適切に運用できるよう、緊急対応マニュアルの整備支援や専門人材の派遣、ハンター、警察などとの連携体制強化をどのように進めるのか伺います。

また、緊急銃猟の実効性を確保する上では、現場対応に支障を来している現行の保護区指定の在り方にも課題があると考えます。特に、前述したように、従来の指定基準が現状に即していない区域については、柔軟な見直しを含めた対応が必要と考えますが、併せてお尋ねします。

次に、昨年 6 月、財務省が、鳥獣被害防止総合対策交付金の抜本的見直しを求め、費用対効果を厳しく問う姿勢が打ち出されました。今後は、単なる防護柵の設置や捕獲数増加を目標とするのではなく、実際に被害減少という成果を出す対策への転換が求められます。県内市町村においても、現場点検の徹底や成果指標に基づく計画見直しが必須と考えます。

県として、効果検証に基づく市町村指導や広域的な連携モデルの推進など、より戦略的な支援をどのように行うのかお尋ねします。

最後に、既に、県内では、くまもと農家ハンターなど、若手農家を中心となった地域ぐるみの鳥獣対策組織が活動しており、ジビエの利活用促進やハンター育成支援など、持続可能な鳥獣対策が進められています。

改正法成立を機に、これらの取組をさらに広域的に展開し、地域間の連携を強化することで、県全体の対策の底上げが図られると考えますが、見解を伺います。

以上 3 点、環境生活部長にお尋ねします。

〔環境生活部長清田克弘君登壇〕

○環境生活部長(清田克弘君) まず、危険鳥獣に対する取扱いを見直す改正鳥獣保護管理法を踏まえた県の対応についてお答えします。

危険鳥獣とは、ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシと定義されています。県内では、熊の生息は確認されていないため、被害の報告はありませんが、イノシシによる人身被害は、令和 6 年度に 2 件発生しております。

一方、全国的には、危険鳥獣による被害が拡大しており、本年 4 月に鳥獣保護管理法が改正されました。改正内容は、日常生活圏に危険鳥獣が出没した場合、従来は禁止されていた住居集合地域における銃猟等について、市町村長が地域住民等の安全を確保した上で緊急銃猟として行うことを可能とするものです。

改正法は、本年 9 月 1 日施行であり、それまでの間に、環境省による緊急銃猟ガイドラインの公表、都道府県、市町村向けの説明会等が予定されています。

そのため、まずは、今後公表されるガイドラインの内容を確認し、市町村や警察、猟友会等の関係機関との連携体制の構築など、市町村の支援に向け必要な準備を進めてまいります。

また、鳥獣保護区については、鳥獣の種類や生息状況を勘案し、守るべき種の保護を目的に指定することとなっている一方で、鳥獣保護区を含む県内全域において、イノシシ等による農林業の被害額は増加傾向にあります。

そのため、本県では、鳥獣保護区の更新に当たり、各地域の被害状況や市町村長等の意見を踏まえながら、鹿やイノシシに限り、狩猟を許可する特例休猟区への移行を検討するなど、保護と管理の両立を目指して取り組んでまいります。

次に、鳥獣被害防止総合対策交付金に係る市町村支援についてお答えします。

令和 6 年度に財務省が行った予算執行調査結果を受けて、農林水産省では、都道府県に対して、チェ

ックシートを活用し、侵入防止柵の適切な設置や維持管理を行うなど、効果的、効率的な鳥獣被害対策を実施するよう、通知を発出しています。県では、この通知を市町村へ周知するとともに、チェックシートを活用した点検強化を指導しているところです。

また、引き続き、野生鳥獣が生息しにくい環境の整備と管理を地域ぐるみで行う「えづけSTOP!」対策を軸として、侵入防止柵の効果的な設置等を組み合わせた総合的な対策を広域的に展開するとともに、ICT技術を活用したセンサーカメラによる箱わなの監視など、捕獲の効率化、省力化の取組も併せて推進してまいります。

最後に、地域間の連携強化等についてお答えします。

まず、ジビエの利活用については、ジビエ加工業者や市町村、県で構成するコンソーシアムを核に、加工技術の研修会やジビエフェアの開催など、品質向上や安定供給、ブランド化に取り組んでいます。

また、狩猟免許保持者については、これまでの育成の取組により一定数確保できており、若年層の狩猟者も増加傾向にあります。しかしながら、将来的には、免許所持者の減少や高齢化が見込まれるため、継続的なハンターの育成が必要と認識しています。

県では、今年度からスタートする全市町村を対象とした銃猟・わな猟マイスター育成事業により、若手及び中堅の狩猟者への技術向上研修やペーパーハンター向けの実践研修を実施し、若手狩猟者の定着化や現場指導者の確保を進めています。

今後、県、市町村、関係団体の連携をさらに強化するとともに、人材育成を図りながら、県全域において持続可能な鳥獣対策が実施できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔高島和男君登壇〕

○高島和男君 施行を見据え、県としての支援や調整に取り組む姿勢は評価いたします。現場では、本対応が迫られている喫緊の状況もございます。ぜひ、県がリーダーシップを発揮していただいて、市町村が安心して9月1日を迎えることができるように、環境整備の加速をぜひともよろしくお願いを申し上げます。

最後に、外来水草がもたらす農業、排水機能への影響と対策についてお尋ねします。

先般、熊本市南区で農業を営む方から、外来水草であるホテイアオイやウォーターレタスの繁殖について深刻な相談が寄せられました。その内容は、毎年5月から10月にかけての用水期に、城南町から富合町を流れる緑川水系の仁子川やその周辺の排水路で、これらの水草が大量に繁殖することで農業被害や排水不全が年々深刻化し、地域農業に支障を来しているというものでした。

スクリーンを御覧ください。(資料を示す)

ホテイアオイは、南米原産で繁殖力が極めて強く、富栄養化した水域では、短期間で水面を覆い尽くします。寒さには弱く、冬場には枯死するものの、一部が越冬すれば、翌年の春から再び急増し、地域の恒常的な課題となります。また、腐敗したホテイアオイは悪臭を放ち、生活環境にも悪影響を及ぼします。

片や、ウォーターレタスは、アフリカ原産の多年生水草で、観賞用として国内に持ち込まれたものが

全国に広がり、現在では、西日本を中心に、各地で定着しています。食用には適さず、有害物質を含むことから、誤って口にすると健康被害のおそれもあります。

これらの水草は、通常時でも排水機能を妨げるほか、豪雨時に排水機場が稼働する際、大量に導水路を通して流れ込み、御覧のように、除じん機の処理能力を超えることで排水不全を招きます。とりわけ、豪雨と満潮が重なった際は、排水路の水位が上昇し、逆流した水草が圃場に侵入し、単に水草が邪魔というレベルではなく、農業基盤の根幹や流域全体の排水機能に関わる重大な課題であり、営農そのものを妨げる結果となっています。

現在、流域にある上杉排水機場は全面改修中で、施設の老朽化対策が進められていますが、ホテイアオイやウオーターレタスの対策については、地域住民や農業者にとって長年の懸案事項です。

そこで、3点伺います。

まず1点目に、こうした現場の実態を踏まえ、県として、この外来水草の発生、繁殖状況及び農業や水利施設への影響の広がりについてどのように認識しているのかお尋ねします。

2点目に、これらの水草は、一度繁茂すれば、除去や処分に膨大な労力と費用を要します。にもかかわらず、根絶に至らないのが現状です。特に、農業者の高齢化が進む中で、個人や地域任せでは限界があるとの声も上がっています。

そこで、地域住民や農業者の声を踏まえた実効性ある除去支援体制の構築や人的、財政的な補助制度の拡充について、県としてどのような支援、対応を検討されているのか伺います。

最後に、現在、上杉排水機場では、全面改修が進められていますが、水草が大量に流入することで除じん機が機能不全に陥り、排水に重大な支障を来す事例は、他地域でも今後十分に想定されます。こうした事態に備えるため、排水機場の機能強化に当たっては、単なる老朽化対策にとどまらず、水草の特性を踏まえた構造的、技術的な対策を講じていく必要があると考えます。

県として、施設整備の在り方や技術支援の方向性について、どのような方針を持っているのか。

以上3点、農林水産部長にお尋ねいたします。

〔農林水産部長中島豪君登壇〕

○農林水産部長(中島豪君) まず、1点目のホテイアオイやウオーターレタスの発生、繁殖状況についてお答えします。

水路での繁茂により通水機能に支障を来すことは、農業生産や生態系のみならず、その地域で暮らす方々の生活にも影響を及ぼす重大な事態と認識しています。

特に農業生産においては、水草の繁茂により、排水機場の故障や機能不全、水路の溢水リスクの高まりが懸念されます。

2点目の実効性のある除去支援や補助制度についてお答えします。

県では、水路を管理する組織に対して、排水機能が適切に発揮されるよう、多面的機能支払交付金により、水路保全の取組を支援してまいります。

3点目の技術的、構造的対策に関する県による支援等についてお答えします。

水草等は、一度水路内に侵入すると、繁殖能力が高く、繁殖後の対応は多大な労力や費用を要するため、河川へのオイルフェンスの設置や水田の取水口にネット等を結びつけることにより、流入を防止する対策を推進しています。また、速やかな除去の取組も支援しているところです。

農業生産にとって、農地、農業水利施設は欠かせないものです。引き続き、水利施設の管理者である市町村や農業者が行う水草の除去等を支援することで、水利施設が適切に機能を発揮し、将来にわたって持続可能な農業と安全、安心な暮らしが実現できるよう取り組んでまいります。

〔高島和男君登壇〕

○高島和男君 農林水産部長から答弁をいただきましたが、この問題は、農業や排水だけでなく、水質や地域環境にも及ぶ複合的な課題であります。除去対策はもちろん、水質管理や熊本市などとの広域連携、また、流通段階での抑止や地域での啓発も重要だと思います。

今後は、農林水産部に限らず、環境生活部や土木部とも連携し、県として総合的に取り組んでいただくよう要望をしておきます。

以上で、私の用意した質問、全て終了をいたしました。

御清聴ありがとうございました。(拍手)